

登録免許又は許可等を必要とする営業種目（参考）

◎物品調達

R7・8年度用

種目 番号	営業種目名	項目 番号	項目(内容)	必要な許可、認可、登録等を証する書類
09	燃料類	0901	ガソリン・軽油	揮発油販売業者登録、石油販売業
		0902	重油・灯油	石油販売業
10	医療機器・福祉用具・薬品類	1001	医療機器類	医療機器販売業、高度管理医療機器等販売業
		1002	福祉用具類	
		1003	医療用薬品	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証、医薬品製造販売業許可証
		1004	工業用薬品	毒物劇物一般販売業登録票（毒物劇物を扱う者のみ）
		1005	その他の薬品	
11	消防・防災用品類	1101	消防用品類（消火器、消防ポンプ、ホース等）	消防設備業届出証明書
		1102	防災用品類（緊急持出品、非常用食品、防災準備用品等）	
		1103	消防服・消防団制服類	
12	看板・保安用品類	1201	看板類（看板、掲示板、表示板等）	屋外広告業登録証
		1202	旗・垂幕類（旗・のぼり旗・垂幕等）	
		1203	保安用品類（標識、カーブミラー、保安灯、避難器具等）	
13	機械器具類	1301	理化学機器類(測量、測定機器、分析装置、光学機器等)	特定計量器販売等事業登録証、特定計量器製造事業登録証、特定計量器修理事業登録証
		1302	厨房機器類	
		1303	冷・暖房機器類	
		1304	電気製品類（家電製品、照明器具等）	
		1305	通信機器類（無線通信機器、アンテナ、分配器、放送設備等）	
15	古物商	1501	不用品（鉄屑、古紙、木材、器械等）の買取り	古物商営業許可証明書
17	農林畜産機器・資材類	1701	農機具、畜産用機器、園芸用機器、肥料、飼料、園芸用品、種苗、農業用資材	農薬販売業者の証、肥料販売業務開始届
19	食料品類	1901	食料品類	食品衛生法による営業許可書、酒類販売業免許通知書

◎役務の提供

種目 番号	営業種目名	項目 番号	項目(内容)	必要な許可、認可、登録等を証する書類
22	建築物保守点検業	2201	電気設備に関する保守点検業務	電気主任技術者、電気工事士
		2202	暖冷房、給排水、衛生設備に関する保守点検業務	ボイラー技士
		2203	消防設備の点検	消防設備士、消防設備点検資格者、消防設備業
		2204	地下タンク・地下埋設配管等の点検・遺漏検査業務	地下タンク等定期点検事業者登録、地下貯蔵タンク埋没配管定期点検事業者登録
		2205	昇降機等の点検業務	昇降機検査資格者
		2207	浄化槽の清掃、保守点検業務	浄化槽保守点検業者登録、浄化槽管理士
29	警備業	2901	警備業務用機械装置を使用した市施設等の警備	機械警備業務開始届出書、警備業認定書
		2902	市施設に警備員を駐在させて行う警備業務	警備業認定書
		2903	市主催のイベント会場等における雑踏警備業務、駐車場管理業務	警備業認定書
30	建築物清掃業	3001	市施設及びその敷地内その他付属物の清掃業、市施設内における害虫ねずみ等の駆除業、市施設に設置されている受水槽・高架水槽都市下水路・下水管等の清掃業及びTVカメラによる調査業務	建築物環境衛生管理業登録、建築物清掃業登録、建築物ねずみ昆虫等防除業登録
		3002	面積3000㎡以上の特定建築物において選任義務のある建築物環境衛生管理技術者の資格有（有する場合登録希望欄に○をつける）	建築物環境衛生管理技術者
31	廃棄物処理業	3101	一般廃棄物収集運搬及び処分業務	一般廃棄物収集運搬業許可証、一般廃棄物処理業許可証
		3102	産業廃棄物収集運搬及び処分業務	産業廃棄物収集運搬業許可証、産業廃棄物処理業許可証
32	運送・配送	3201	市刊行物等の配送業務	貨物自動車運送事業許可、貨物軽自動車運送事業届出
		3202	給食等の運送・配送業務	貨物自動車運送事業許可、貨物軽自動車運送事業届出
33	車両の運転	3303	生活路線（路線バス代替）運行業務	旅客事業者運送事業の免許または許可
34	自動車等整備業	3401	自動車の整備・検査・修理等	自動車分解整備事業認証書または指定書、特定自主検査業者登録証
35	森林整備業務	3501	森林施業業務、森林施業業務（治山関係）、松くい虫防除業務、普通作業道等開設業務、高能率作業道設計管理業務、松くい虫防除のための地上散布業務	秋田県森林整備関係業務入札参加資格者登録認定通知書、 松くい虫防除のための地上散布業務入札参加資格者登録決定通知書
36	不動産鑑定業務	3601	固定資産評価、市有地における不動産鑑定（不動産の鑑定評価に関する法律第22条に基づく記録を受けていること）	不動産鑑定業者として登録されていることの証明書、不動産鑑定士

※上記に記載のものは、あくまで参考です。内容（販売品目、販売量等）によっては、許可等を必要としない場合もありますので、その際は許可書（写し）等の添付は必要ありません。また、記載以外の許可等について提出を求める場合があります。